

令和4年2月24日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	東下第10号 船見処理区合流改善貯留施設設置工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
1. 外殻鋼管付鉄筋コンクリート管（特別単価調査）の決定方法について 本工事費内訳表1頁 泥水推進工－推進用鉄筋コンクリート管（泥水）『外殻鋼管付鉄筋コンクリート管（Ⅱ類）φ3000,3種8P』について『特別単価調査』の記載がありますが、積算予定価格では『積算基準[県版]②直接工事費（3）特別調査により設計単価を決定する資材』に則り、見積り安値を用いることなく第三者機関の調査回答価格をそのまま設計単価として採用されているかご確認願います。	
回 答	
1. 外殻鋼管付鉄筋コンクリート管（特別単価調査）の決定方法については、『積算基準〔1 一般土木〕県版 第Ⅰ編総則 第2章工事費の積算 ②直接工事費1－4単価決定方法（3）特別単価調査，見積りによる場合』及び『新潟市土木積算基準〔市版〕第Ⅰ編総則 第1章総則 ①適用範囲 3. 読み替え表』により、「特別単価調査の単価」を設計単価として採用しています。	